

探偵業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う各種届出要領

探偵業を営もうとする方

- 届出書提出先
営業所ごとに営業所の所在地を所轄する警察署の生活安全課（刑事生活安全課）に提出する。
- 届出期限
当該探偵業を開始しようとする日の前日までに提出しなければなりません。
- 届出書類及び添付書類

探偵業開始届出書(様式第1号)

《添付書類》

〈探偵業を営もうとする者が個人である場合〉

- イ 履歴書
- ロ 住民票の写し
住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に掲げる事項を記載したものに限る。
- ハ 誓約書
法第3条第1号から第6号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- ニ 身分証明書
破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む）の長の証明書
- ホ 未成年者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。以下この号において同じ。）で探偵業に関し、営業の許可を受けているものにあつては、その法定代理人の氏名及び住所を記載した書面並びに当該営業の許可を受けていることを証する書面（未成年者で探偵業に関し営業の許可を受けていないものにあつては、法定代理人に係る上記イからホまでに掲げる書類）

〈探偵業を営もうとする者が法人である場合〉

- イ 定款
- ロ 登記事項証明書
役員に係る（役員全員分）
 - (イ) 履歴書
 - (ロ) 住民票の写し
住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に掲げる事項を記載したものに限る。

(ハ) 身分証明書

破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む）の長の証明書

ハ 誓約書

役員に係る法第3条第1号から第5号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

- 探偵業開始届出書を提出した際に、「探偵業届出証明書」の交付を受ける必要があります。

交付手数料は、3,600円です。（千葉県収入証紙にて納入していただきます。）

- ※ 交付を受けた探偵業届出証明書は、営業所の見やすい場所に掲示しなければなりません。（法第12条第2項）